

Weekly Report

第 769 号

令和6年10月28日

年末調整における定額減税に関するQ&A

定額減税の実施に伴い、令和6年分の年末調整を行う際は、年末調整時点の同一生計配偶者及び扶養親族の人数に基づき定額減税額（年調減税額）を算出し、年間の所得税額の計算を行う必要があります。

◆ Q & A

Q. 年調減税の対象となる方は？

A. 原則として年末調整の対象となる方が年調減税の適用を受けますが、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1805万円を超える方は年調減税額を控除しないで年末調整を行います。なお、給与収入2千万円超の方などは確定申告で精算します。

Q. 年調減税の際には新たな申告書が必要？

A. 年調減税額の計算に含める同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数は、扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書で把握します。なお、合計所得金額1千万円超の給与所得者の同一生計配偶者は、配偶者控除等申告書に記載できませんが「年末調整に係る申告書」を提出することで含めることができます。

Q. 月次減税額の計算に含めた扶養親族等に変更があった場合は？

A. 月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者又は扶養親族でも、年末時点で合計所得金額が48万円超となる場合や非居住者となる場合は年調減税額の計算に含めないため、差額は年末調整で精算します。なお、亡くなった場合は死亡日の現況で同一生計配偶者又は扶養親族に該当するかを判定します。

Q. 扶養控除等申告書等以外の様式は使用できる？

A. 記載すべき事項が全て記載できる場合は、扶養控除等申告書等以外の様式で年調減税額の計算に含める扶養親族等の提出を受けることも可能です。

年末にふるさと納税を行う場合の注意点

ふるさと納税は年間を通じて行うことができますが、11月～12月にかけて申し込みを行う方が多くなります。

令和6年分のふるさと納税として税金の控除を受けるには寄附金の支払いが年内に完了している必要がありますが、年内の受付を早めに締切る自治体もありますので、年末にふるさと納税を行う方は寄附先の期限を確認しておきます。

また、確定申告が不要な給与所得者等で、寄附先が5自治体以内の方は確定申告をしなくても税金の控除が受けられる「ワンストップ特例」を利用できますが、寄附先の自治体へ申請書等を翌年1月10日までに提出する必要があります。

毎年11月は「下請取引適正化推進月間」

本年11月からフリーランス法が施行されますが、11月は毎年「下請取引適正化推進月間」として、下請法の普及・啓発が行われます（今年度の標語は「賃上げと 労務費転嫁を 両輪に」）。

現在、多くの事業者が原材料の高騰や賃上げなどの影響を受けていますが、親事業者は「買ったたき」や「減額」などに該当する行為をしないように注意します。また、11月以降に親事業者が下請代金の支払手段として60日を超える手形等を交付した場合は指導の対象となります。